

仕 様 書		
厨芥処理機 2号分離型 A 脱水機修理	要求年月日	令和 7 年 1 2 月 2 日
	納 期	令和 8 年 2 月 2 7 日
	作成部隊等名	別府駐屯地業務隊補給科糧食班
	作 成 者	1 等陸曹 三 浦 研 治

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、別府駐屯地業務隊洗浄室において実施する厨芥処理機、2号、分離型、Aの脱水機修理役務について規定する。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

- a) 修理とは、指定された修理基準に基づき、対象物品の欠陥を是正し又は使用不可能な状態を使用可能な状態に回復することをいい、通常、点検、検査、調整、交換、溶接、組立、補強など含む。
- b) 厨芥処理機、2号、分離型、Aとは、別府駐屯地業務隊補給科で管理する器材をいう。

2 一般的事項

本仕様書に規定してしない事項は、修理対象品目の仕様書、規格により実施するものとする。

3 役務実施に関する要求

3. 1 実施日時

実施日時については、契約日から令和8年2月27日まで

3. 2 実施場所

実施場所については、駐屯地食堂内厨房

3. 3 修理対象品目

修理対象品目については、厨芥処理機 2号分離型、A 脱水機

3. 4 実施要領

実施要領については以下のとおりとする。

- a) 仕様書等の規定に基づき、修理対象物品を分解、検査又は機能・性能点検(以下検査等という)を実施して、当該修理品目の修理基準を超えたものを明らかにする。
- b) 検査等の結果、修復の必要が明らかになった部位について修理対象品目の標準値になるよう整備する。
- c) 契約相手方は、整備の途中において、当初の検査等において明らかになった部位以外の修復が必要な部位が明らかになった場合は、速やかに検査官等に申し出るものとする。
- d) 契約相手方は、修理対象品目の修理作業に先立ち、工程表を契約担当官に提出するものとする。
- e) 契約相手方は、工程表による作業を開始する前及び終了時に検査官等に報告をする。

f) 整備について不明な点があれば、速やかに検査官等に申し出て、指示を受けるものとする。

g) 契約相手方は、整備完了後、役務完了届を提出するものとする。

4 品質保証

保証期間は、検査合格後1年とする。

5 その他

5. 1 交換部品

本整備において交換した部品については、別府駐屯地業務隊へ返納する。

但し、金属類（鉄製品、亜鉛品、銅製品、黄銅製品、軽合金製品、銀製品、鉄非鉄金属混合製品）については、材質区分に分類し返納する。

5. 2 提出書類等

契約の相手方は工程表を提出すること。

5. 3 秘密保全

a) 本仕様書に基づく役務において整備を実施する場所以外への無断の立ち入りを禁ずる。

b) 整備において、実施場所以外の立ち入りを必要とする場合は、官側の許可を得ること。

5. 4 疑義に関する処置

官側及び契約相手側が役務の履行及び履行中においてその内容に疑義が発生した場合、速やかに契約担当官を通じてその疑義を明確にする。